

石川工業高等専門学校		開講年度	平成31年度 (2019年度)		授業科目	法と社会秩序	
科目基礎情報							
科目番号	18420		科目区分		一般 / 選択		
授業形態	講義		単位の種別と単位数		履修単位: 1		
開設学科	建築学科		対象学年		4		
開設期	前期		週時間数		2		
教科書/教材	池田真朗ほか・法の世界へ（第7版）（有斐閣）、池田真朗ほか・法学六法'19（信山社）						
担当教員	福本 知行						
到達目標							
1. 契約をめぐるルールや制度の基本的なしくみを説明することができる。 2. 不法行為をめぐるルールや制度の基本的なしくみを説明することができる。 3. 雇用関係をめぐるルールや制度の基本的なしくみを説明することができる。 4. 家族関係をめぐるルールや制度の基本的なしくみを説明することができる。 5. 企業をめぐるルールや制度の基本的なしくみを説明することができる。 6. 民事紛争を解決するためのルールや制度の基本的なしくみを説明することができる。							
ルーブリック							
	理想的な到達レベルの目安		標準的な到達レベルの目安		未到達レベルの目安		
到達目標項目 1	契約をめぐるルールや制度の基本的なしくみを、正確に説明できる。		契約をめぐるルールや制度の基本的なしくみを、一応説明できる。		契約をめぐるルールや制度の基本的なしくみを、説明できない。		
到達目標項目 2	不法行為をめぐるルールや制度の基本的なしくみを、正確に説明できる。		不法行為をめぐるルールや制度の基本的なしくみを、一応説明できる。		不法行為をめぐるルールや制度の基本的なしくみを、説明できない。		
到達目標項目 3	雇用関係をめぐるルールや制度の基本的なしくみを、正確に説明できる。		雇用関係をめぐるルールや制度の基本的なしくみを、一応説明できる。		雇用関係をめぐるルールや制度の基本的なしくみを、説明できない。		
到達目標項目 4	家族関係をめぐるルールや制度の基本的なしくみを、正確に説明できる。		家族関係をめぐるルールや制度の基本的なしくみを、一応説明できる。		家族関係をめぐるルールや制度の基本的なしくみを、説明できない。		
到達目標項目 5	企業をめぐるルールや制度の基本的なしくみを、正確に説明できる。		企業をめぐるルールや制度の基本的なしくみを、一応説明できる。		企業をめぐるルールや制度の基本的なしくみを、説明できない。		
到達目標項目 6	民事紛争を解決するためのルールや制度の基本的なしくみを、正確に説明できる。		民事紛争を解決するためのルールや制度の基本的なしくみを、一応説明できる。		民事紛争を解決するためのルールや制度の基本的なしくみを、説明できない。		
学科の到達目標項目との関係							
本科学習目標 3 本科学習目標 4 創造工学プログラム C1							
教育方法等							
概要	我々が社会生活を送る上で従うべきルールである法がどのような内容を持っているか、また法が設計している各種の社会制度がどのようなしくみになっているかを知ることが、法学を専門としない人にとっても不可欠である。この授業では、公民科（現代社会）で学んだ法やルールに関する知識を前提に、民事法分野の理解を深めることを主眼にする。これにより、社会と自分の様々な関わりに気づき、社会の中で生きる人間としての自分を理解し、社会や環境に配慮できるようになる。また、法を学ぶ際には法やルールそれ自体の内容を知るだけでなく、その背後にある、法やルールが守ろうとする「価値」を理解する必要がある。国際社会には多様な価値観を持つ人々が生活しており、そんな人々と共生するには、法（ルール）の視点から社会を考え、合意によって自律的にルールを形成するスキルが求められるからである。						
授業の進め方・方法	【授業の進め方など】テキスト「法の世界へ」をベースにして講義形式で進めるが、折に触れて参加者にテキストや条文を首読してもらい、参加者に質問を投げかける等の機会を設ける。なお、テキストは、2冊とも毎回必携である。 【事前事後学習など】あらかじめテキストの該当範囲を一読し、質問を考えてくること。 【関連科目】現代社会						
注意点	法学というと六法全書の丸暗記というイメージが強いかもしれないが、このイメージは根本的に誤りである。既存の法（ルール）や制度についての知識を詰め込むのではなく、それらが「何のためにあるのか」、あるいは「なぜそうなっているのか」を常に考えていただきたい。また、「現代社会」の授業で学んだ内容を復習しておくことは、この授業の理解を助けることにつながる。 【評価方法・評価基準】成績の評価基準として60点以上を合格とする。 中間試験（50%）、期末試験（50%）を実施する。						
テスト							
授業計画							
		週	授業内容			週ごとの到達目標	
前期	1stQ	1週	イントロダクション			授業の進め方、内容等についての詳細を把握する。	
		2週	日常生活と契約①（「法の世界へ」第1章 1, 2）			契約自由の原則、法律行為、代理、債務不履行が説明できる。	
		3週	日常生活と契約②（「法の世界へ」第1章 3, 4, 5）			不動産取引、お金の取引の基本的なしくみが説明できる。	
		4週	日常生活とアクシデント①（「法の世界へ」第2章 1, 2）			不法行為制度の基本的なしくみが説明できる。	
		5週	日常生活とアクシデント②（「法の世界へ」第2章 3, 4）			製造物責任、消費者保護のための制度の基本的なしくみが説明できる。	
		6週	雇用社会のルール①（「法の世界へ」第3章 1, 2）			労働関係を契約関係と捉え、一般の契約関係との違いを説明できる。	
		7週	雇用社会のルール②（「法の世界へ」第3章 3, 4）			労働関係をめぐる制度の基本的なしくみが説明できる。	
		8週	家族関係①（「法の世界へ」第4章 1, 2）			夫婦関係をめぐる制度（婚姻、離婚）の基本的なしくみが説明できる。	

	2ndQ	9週	家族関係②（「法の世界へ」第4章 3, 4）	親子関係をめぐる制度の基本的なしくみが説明できる。
		10週	家族関係③（「法の世界へ」第4章 5）	相続をめぐる制度の基本的なしくみが説明できる。
		11週	企業と法①（「法の世界へ」第5章 1, 2）	企業（会社）制度の基本的なしくみが説明できる。
		12週	企業と法②（「法の世界へ」第5章 3, 4）	企業の経営と投資をめぐる制度の基本的なしくみが説明できる。
		13週	紛争の解決（「法の世界へ」第6章）	民事裁判のしくみと裁判以外の民事紛争解決方法が説明できる。
		14週	法学フラッシュ（「法の世界へ」第7章）	法の世界全体の見取り図が描ける。
		15週	前期復習	
		16週		

モデルコアカリキュラムの学習内容と到達目標

分類	分野	学習内容	学習内容の到達目標	到達レベル	授業週
----	----	------	-----------	-------	-----

評価割合

	試験	発表	相互評価	態度	ポートフォリオ	その他	合計
総合評価割合	100	0	0	0	0	0	100
基礎的能力	100	0	0	0	0	0	100
専門的能力	0	0	0	0	0	0	0
分野横断的能力	0	0	0	0	0	0	0